

6月23日施行LGBT法、7月11日経産省トイレ訴訟最高裁判決を
おさえたLGBTQ労務・対応の実践的解説

LGBTQ労務・対応に関する実務

逆転勝訴となりました最高裁平成25年12月10日決定(性同一性障害の
「父子」認定)申立代理人を務めた弊所代表弁護士が説明します。

セミナー内容： 6月23日施行LGBT法が成立し、また、7月11日にトランスジェンダー職員のトイレ使用に関する経産省事件最高裁判決がなされる等、LGBTQに関する世相は大きく変容し、企業法務においても包摂的な対応が求められる時代となっております。そこで今回は、LGBTQの基礎知識、こうした法律や裁判例の概要をおさえつつ、採用・人事ハラスメント対応等企业が直面するLGBTQ労務・対応の実務を様々な事例検討を通してご説明します。

参加申込： 下記メールアドレスに必要事項（御芳名、貴社名、役職名、住所、電話番号、メールアドレス）をご記入の上、送信ください。



日程 9月5日（火） 料金：無料

時間 14：00～16：00（休憩10分間予定）

会場 TODA BUILDING心齋橋6階

住所 大阪市中央区南船場4丁目4-21 6階

※8月22日（火）までにお申込みください。

講 師

代表弁護士 室谷 光一郎
弁護士 平井 希 依

【代表弁護士】一橋大学卒業、メディア業界で実務経験の後、大阪大学ロースクールを経て弁護士登録、2014年に室谷総合法律事務所開設。最高裁で逆転勝訴となりました最高裁平成25年12月10日決定（性同一性障害の「父子」認定）の申立代理人を務めました。「LGBTsの法律問題Q&A」「セクシュアル・マイノリティQ&A」執筆。ドラマ「リーガルハイ」「リーガルV」等、映画「Dr.コトー診療所」の法律監修。

E-MAIL murotanisougou@murotani-law.jp

TEL 06-6535-7340

URL <https://murotani-law.jp>

※弊社HPの「メールでのお問い合わせ」
フォームから必要事項を記載の上、申し込みもいただけます。

